

「平田ロータリークラブ細則」

(2014年2月27日 改正)

◇第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 本クラブ会員総数の3分の1。 理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

◇第2条 理事会

本クラブの管理主体は、会員8名により成る理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、副会長（会長エレクト）、幹事で構成される。

◇第3条 選挙と任期

■第1節

年次総会の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、直前会長および幹事を含む理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を得た副会長、直前会長および幹事を含む理事候補が理事に当選したものと宣言される。前記の投票によって選挙された副会長は会長ノミニーとなり、その選挙の後、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

■第2節

選挙によって決定した理事エレクトは、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会計、会場監督を務める者を選任するものとする。

■第3節

理事会またはその他の役職に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

■第4節

役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。

■第5節

副会長、理事、会計、幹事、会場監督の任期は、それぞれ1年間とする。

◇第4条 役員と理事の任務

■第1節

会長。クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

■第2節

直前会長。理事を務める。

■第3節

会長エレクト。会長就任に向けて準備し、理事を務める。

■第4節

副会長。会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

■第5節

理事。クラブの会合と理事会の会合に出席する。

■第6節

幹事。クラブの会員と出席について記録をつける。

■第7節

会計。すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

■第8節

理事会メンバーは、指定されたその他の任務を務めることがある。

◇第5条 会合

■第1節

年次総会。12月31日までに本クラブの年次総会を開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行うものとする。

■第2節

本クラブの例会は、毎週木曜日12時30分には開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員に然るべく通告するものとする。

■第3節

理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

◇第6条 入会金と会費

■第1節

入会金は50,000円とし、入会承認に先立って納入するものとする。ただし、標準ロータリークラブ定款第11条の規定に該当する場合は免除することがある。

■第2節

会費は、RI人頭分担金、「ザ・ロータリアン」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成される。クラブ年会費は204,000円とする。会費は、理事会により定められたクラブの方針に従って支払うものとする。

◇第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

◇第8条 委員会

■第1節

クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。本クラブの常設委員会は次の通りである。

- ・ クラブ管理運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

- ・ 会員増強・会員維持委員会

この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

- ・ クラブ広報委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、実施するものである。

- ・ 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業関係のプロジェクトを企画し、実施するものである。

- ・ ロータリー財団委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

■第2節

必要に応じて、その他の委員会を任命できる。

■第3節

会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権をもつものとする。

■第4節

理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

■第5節

それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

（注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権をもつ。そのような任意の委員会の見本は、クラブ委員会の手引きに記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を採用できる。）

◇第9条 財務

■第1節

各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成するものとする。

■第2節

会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

■第3節

勘定書は、会計もしくは権限をもつ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

■第4節

すべての財務処理は、毎年、有資格者により徹底した監査が行われるものとする。

■第5節

クラブの年次財務報告をクラブ会員に配布するものとする。

■第6節

会計年度は7月1日から6月30日までである。

◇第10条 会員選挙の方法

■第1節

会員が、候補者の氏名を理事会に提出するものとする。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

■第2節

理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

■第3節

理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、推薦者にその決定を通知するものとする。

■第4節

理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。

■第5節

例会での入会見込者の発表から7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この入会見込者は、入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議が提出された場合、クラブは、次の例会において、この件について票決を行うものとする。異議があつたにもかかわらず、入会が承認された場合、入会見込者は、入会金を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

■第6節

クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

◇第11条 決議

本クラブをある立場または決定に拘束するよういかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの例会で最初に提示された場合は、討議に付することなく理事会に付託するものとする。

◇第12条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前までに各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。このような細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。

2014 年 2 月 27 日現在